

### ■労働関係指標【令和6年6月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月に比べて0.1ポイント低下)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.23倍 (前月に比べて0.01ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	6,786万人 (前年同月比35万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与及び原数値)	498,884円 (前年同月比4.5%増)

## Topics 1. 派遣労働者の受け入れ時に派遣先事業主が知っておくべきこと

厚生労働省の統計によると、日本の派遣労働者数は近年増加傾向にあり、令和5年6月1日時点では派遣労働者の総数は対前年比3.4%増の約192万人となりました。派遣労働者が増加している背景には、労働者の自由な働き方への関心が高まっていることや、子育てや介護との両立など個人の事情に合わせた働き方が選択されるケースが増えてきたことがあげられます。今回は派遣労働者に焦点を当て、派遣労働者の受け入れ時に派遣先事業主が知っておくべきポイントを見ていきたいと思います。

### Point1 派遣期間の制限

派遣期間の制限には派遣先事業所単位と派遣労働者個人単位の2つの制限があります。それぞれ最長で3年となりますが、事業所単位の期間制限については、所定の手続きをすることで3年を超えて(延長して)派遣労働者を受け入れることができます。一方、個人単位については同一の組織単位(同じ課など)に対して3年が限度となります。

派遣期間に制限が設けられている趣旨は、派遣労働者の常用代替(いわゆる正社員を採用せず、派遣労働者を継続的に使う)防止と流動化による派遣労働者のキャリアアップ促進です。

### Point2 事前面接と1年以内の離職者派遣の禁止

派遣先事業主が予め派遣労働者を特定する行為(事前面接など)は、直接雇用において採用選考を行うことと同じであり、派遣労働者の雇用主が誰かわからなくなってしまうため禁止されています。(紹介予定派遣を除く)

上記に加えて、派遣先事業主が直接雇用していた労働者を離職後1年以内に派遣元事業主を介して、派遣労働者として受け入れることは、本来直接雇用すべき社員を派遣労働者へ置き換えることを防ぐ目的から禁止されています。(60歳以上の定年退職者を除く)

### Point3 労働者派遣法における派遣先事業主の義務

派遣労働者が安全かつ効率的に業務を遂行できる環境を整備するため、派遣先事業主は、①派遣先責任者の選任、②派遣先管理台帳の作成、③派遣労働者の社会保険の適用確認などの義務を負います。

### Point4 労働契約申し込みみなし制度

労働契約申し込みみなし制度とは、違法な派遣(※)が行われた場合に派遣先事業主に適用される制度です。派遣先事業主が違法と知りながら派遣労働者を受け入れた場合、派遣先事業主が派遣労働者に対して派遣元事業主と同じ労働条件で労働契約を申し込んだとみなされます。派遣先事業主も派遣期間、業務内容などの確認が必要です。

※違法な派遣

- ・ 派遣労働者を禁止業務に従事させた場合
- ・ 無許可の派遣会社から労働者派遣を受けた場合
- ・ 事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けた場合
- ・ 個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けた場合
- ・ 偽装請負等

これらのポイントを理解し、適切に対応することで派遣労働者を効果的に活用してみたいはいかがでしょうか。

## Topics 2. 育児休業給付金支給対象期間延長手続きの厳格化について

保育所等に入れなかったために育児休業の支給対象期間を延長する際の手続きが、令和7年4月から厳格化されることが決まっています。具体的な内容とその趣旨をまとめます。

### Point1 支給対象期間延長手続きに必要な書類

現在～令和7年3月まで
保育所等の利用を申し込んだものの当面入所できないことについて、市区町村が発行する入所不承諾通知など
令和7年4月から※
●従来どおり市区町村が発行する入所不承諾通知など ●保育所等へ利用申し込みを行ったときの申込書の写し ●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

※子が1歳に達する日、または1歳6ヵ月に達する日が令和7年4月1日以降となる場合から適用されます。

延長事由認定申告書の様式はこちら⇒



### Point2 手続き厳格化の背景

本人・市区町村・事業主の負担を軽減するため、これまでは市区町村が交付する入所不承諾通知などのみで延長の可否が判断されてきました。

しかし、支給対象期間を延長するために、あえて競争率の高い保育所に申し込みを行い落選するといったケースが増え、その対応に時間を割かれるなど負担が大きくなった自治体から見直しを要望する声が出てきました。こうした状況を受け延長手続きが厳格化されることとなりました。

### Point3 延長が認められるケースとは

延長申請の要件について、改正後は「速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る」と定められ、提出した書類により下記が確認されます。

- 子が1歳または1歳6ヵ月に達する日の翌日以前の日を入所希望日として申し込みをしていること
- 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく片道30分以上を要する施設のみとなっていないこと
- 市区町村に対する保育利用の申し込みにあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

より詳細な条件や書類の内容などは弊社担当者宛にご相談ください。

## Topics 3. 海外赴任の三点セット

最近、海外赴任に関するご相談が再び増えていますが、その内容は複雑化しています。オンライン勤務、帯同配偶者の就労、社会保障協定の上限期間を超えた赴任など、様々です。ただ、どのような場合でも、会社が基本となる書面を揃えていれば、それを出発点として、問題が解決しやすいことを実感しております。

我が国の労働法上で、海外赴任者に関して策定が義務となっている書類は存在しませんが、一般に、①海外赴任規程②海外赴任（出向）条件通知書③出向社員取扱協定書を揃えておくべきと言われて、「三点セット」とも呼ばれます。

#### ① 海外赴任規程

海外駐在員に適用される、海外赴任時の処遇について定めた規程です。勤務条件（労働時間、有給休暇等）、赴任・帰任、給与・手当、現地の税・社会保険、福利厚生、一時帰国、子女教育などにつき、会社のポリシーを周知するものになります。策定の法的義務はないため、同規程のない会社も散見されますが、会社として社員間の公平な扱いの基準となりますし、社員も安心感が得られますので、策定することが望ましいものです。

#### ② 海外赴任（出向）条件通知書

会社と海外赴任者との間で取り交わされる、個人ごとの赴任期間中の処遇に関する通知書です。法的意味としては、国内の子会社等への出向者のものと変わりません。海外赴任の場合は、給与・手当の体系や勤務条件等が大幅に変わりますので、事前に十分説明し、理解を得ておく必要があります。

#### ③ 出向社員取扱協定書

出向元と出向先との間で締結される、駐在員の処遇およびその関連事項についての定めです。会社間の契約である点が、①②とは異なります。内容的には、①②とすり合わせたうえで、駐在員の勤務条件や給与・手当の他、年次有給休暇の扱い、退職金の扱い、現地の税・社会保険の扱い等について定めます。

特徴的かつ重要な項目は、駐在員の人件費を中心とする経費の精算に関する規定です。これにより、出向元と出向先の間での、経費負担割合とその精算方法（時期、送金方法等）が定められます。留意すべきは、出向元の費用負担割合が高すぎると、日本の国税から、移転価格税制または寄附金課税の適用を指摘される恐れがあることです。顧問税理士とも、ご相談されることをお勧めいたします。

同協定書を作成していない会社も見かけますが、特に資本関係のない海外取引先等への出向の場合であれば、金銭面でも以心伝心、後で気軽に修正できるという訳にはいきませんので、揉め事を避けるため、しっかり定めておく必要性が高いものです。

この「三点セット」は、比較的規模の大きな企業でも完備されているとは限らず、逆に小規模企業でも整備されているところもあります。出向元、出向先、そして駐在員という関係者全てにとってメリットのある書面整備ですので、ぜひ前向きに導入していただきたいと考えております。

もちろん、策定すれば良いというものではなく、現行法令（労働法・税法等）および時勢に合ったものにする必要がありますので、専門家にご相談いただければと存じます。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

## 編集後記《長月》 読書の秋

皆さんは「秋といえば」と聞かれたら何が思い浮かびますか？ スポーツ、食欲、芸術、実りの秋等、様々な言葉が聞こえてきそうです。何かをするのにちょうど良い季節、私は読書をして過ごす秋が一番好きです。中でも涼しい夜の日にする読書は、心が落ち着いて安らぎます。最近、百人一首の現代語訳を読んで、日本語の沼にはまっています。

百人一首は、百人の歌人からそれぞれ一首ずつ、だいたい歌人の没年順に並べられています。貴族の時代の発展から衰退まで感じられるだけでなく、当時の自然環境や恋愛事情を知ることができます。現代の私

達が共感出来るところもあり、親近感が湧きながら楽しく読み進めました。小学生の時、歌の意味も分からず、早く札を取ることに懸けていましたが、現代語訳からその歌がもつエネルギー、色や香りが鮮明にイメージ出来るようになるとは大人になったなと実感しました。そして、31文字で紡ぐ和歌に夢中になっていた歌人たちと、文字数制限のあるSNSにはまる私達は、どこか似ている部分があるのでは、とまで考えてしまいました。数千年後、SNSの現代語訳の本が出版されたら面白いなど、まだクーラーが強く効いた涼しい夜の日に想像するのです。 (季)



バックナンバーはこちらから！



<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

